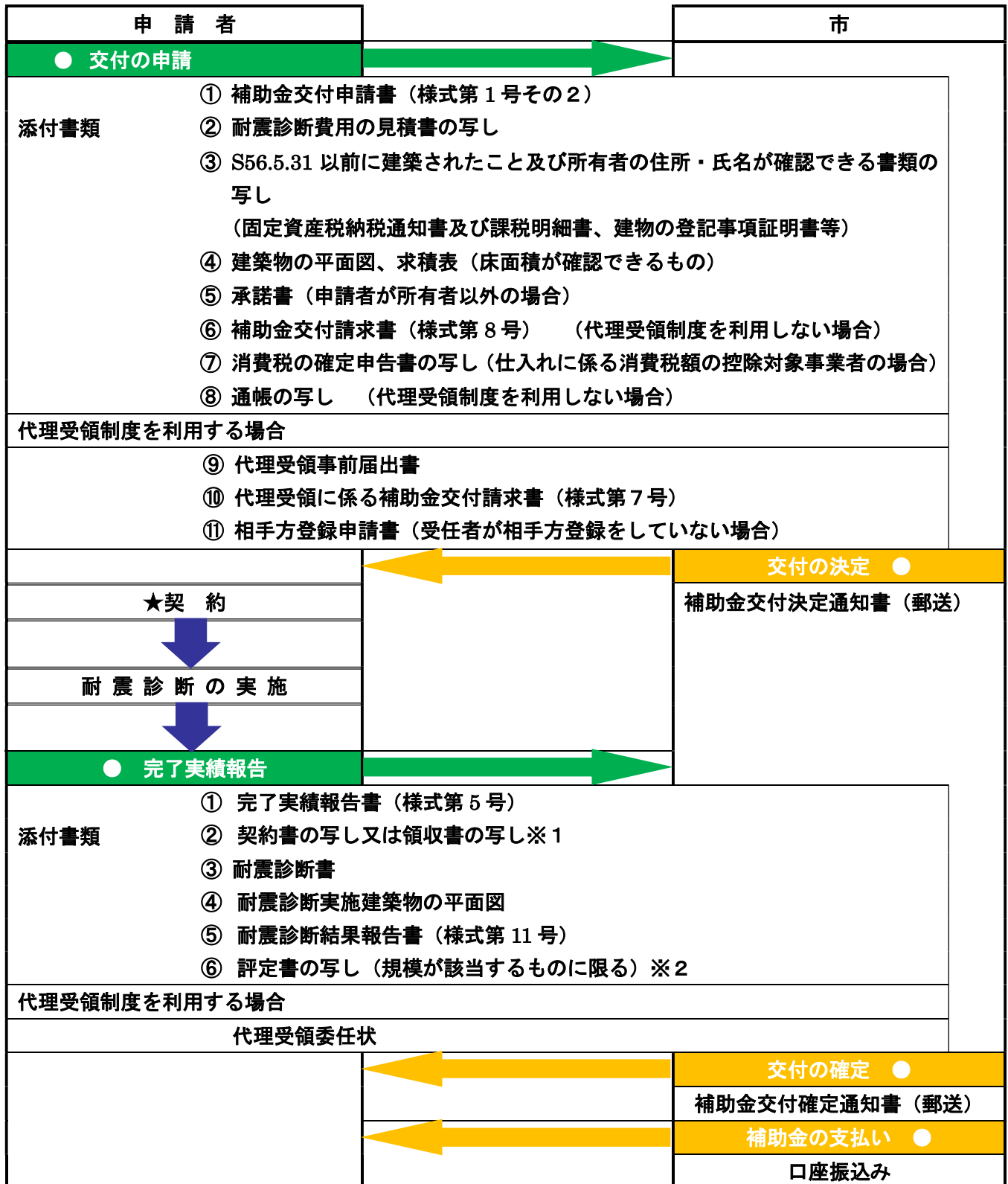


- ☆ 必ず、事業に着手する前に手続きをしてください。
 ☆ 交付決定前に事業に着手をしたものには補助金がでません。

建築物耐震診断

建築物耐震診断事業 補助金交付手続きフロー



※ 1 代理受領制度を利用する場合は領収書の写しが必要

※ 2 評定書の写しが必要なもの

①耐震改修促進法第 14 条第 1 号に該当する建築物

②要緊急安全確認大規模建築物